

スーパーコンピュータ運営委員会申合せ

令和 2 年 3 月 1 9 日
東北メディカル・メガバンク機構
スーパーコンピュータ運営委員会

東北メディカル・メガバンク機構スーパーコンピュータ利用内規第 1 7 条及び東北メディカル・メガバンク機構スーパーコンピュータ利用料内規第 3 条に基づき、スーパーコンピュータ（以下、「スパコン」という。）の利用に際し、必要な事項について下記のとおり申合せらる。

記

1. 各コースにおけるノード数等は、以下の表を基準とする。

区 分	ノード数 (ノード)	ストレージ (TB)	共有キュー	ユーザ数 (アカウント)
コース 1	1 (3)	1 (5)	24 (72)	1 (9)
コース 2	6 (13)	2 (30)	144 (312)	3 (9)
コース 3	12 (26)	4 (60)	288 (624)	6 (9)
コース 4	20 (40)	10 (100)	480 (960)	10 (19)
コース 5	50 (70)	40 (150)	1,200 (1,680)	20 (29)
コース 6	80 (100)	80 (200)	1,920 (2,400)	30 (39)

※ () 内数字はそれぞれ、各コースにおけるオプション加算の上限とする。

2. 上記 1. に関わらず、次の事項については、個別に運用を行うものとする。

(1) 分譲申請があり、試料・情報分譲審査委員会で情報の利用が承認された者

・ユーザ数の利用上限は適用しない。

(2) GWASセンターで受入れる共同研究

- ①データ返却の時点で相手先研究機関からプロジェクトアカウント申請を受け、スパコンの利用開始。原則として、利用開始日から翌月末までを暫定措置期間とする。
- ②暫定措置期間は、当該プロジェクトアカウントへのGWASセンターからのアクセス権限を付与するとともに、1. の利用上限を適用しないものとする。
- ③暫定措置期間終了後、当該プロジェクトアカウントへのGWASセンターからのアクセス権限を削除するとともに、1. の利用上限を適用する。

3. 申合せの改正は、スーパーコンピュータ運営委員会の審議を経るものとする。